（発信日）2025年８月８日
（電子提供措置の開始日）2025年８月６日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋本町三丁目３番３号
株式会社アクセルスペース
ホールディングス
代表取締役　中村　友哉

# 第６回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第６回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第６回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、Newsのタブよりご確認くださいますようお願い申しあげます。当社ウェブサイト https://www.axelspacehd.com/ja/

**なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年８月26日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　2025年８月27日（水曜日）午前10時

**２．場　　所**　東京都千代田区内神田三丁目24番５号
エッサム神田ホール２号館２階　201
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

**３．目的事項**

**報告事項**
１．第６期（2024年６月１日から2025年５月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第６期（2024年６月１日から2025年５月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**

**議　案**　取締役６名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.axelspacehd.com/ja/）に掲載させていただきます。

# 事　業　報　告

（2024年６月１日から
2025年５月31日まで）

## １．企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、インフレ鎮静化を背景に緩やかな成長を持続したものの、欧州や中東情勢をはじめとした地政学リスク、各国の政策動向などによる不透明感が強まりました。また、日本経済は、賃上げや企業の設備投資意欲が継続するなど経済に緩やかな回復傾向が続く一方で、世界的な資源価格の高騰や各国の金利政策の影響によるインフレーションが進行しております。

当社グループが属する民間宇宙利用の分野では、「最後のフロンティア」として次なる成長産業としての期待が強く、欧米を含めた世界各国での宇宙スタートアップの設立、政府が率先して主導のプログラムの組成及びユーザーとしての宇宙利用の拡大など、民間企業や民間投資を巻き込んだ宇宙開発・利用活動が活発化しています。当社グループの事業展開する宇宙業界では、 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）に設置され、10年で１兆円という大規模な支援を行う「宇宙戦略基金」の第１期技術開発テーマが採択されております。加えて、防衛省の令和７年度予算において「衛星コンステレーション」の構築に2,832億円が公表されるなど、わが国において宇宙産業を成長産業とするための政府の取組みも具体化しております。

このような環境のなかで、当社グループは「Space within Your Reach～宇宙を普通の場所に～」をビジョンに掲げ、従来人々にとって遠い存在であった宇宙が、日常的にかつ当たり前のように利活用されている社会の実現を目指しております。当該ビジョンを達成するために、小型衛星の設計・製造・運用をワンストップで行うAxelLiner事業と独自の地球観測衛星網から得られる画像データを用いて各種サービスを提供するAxelGlobe事業を両輪として事業を展開しております。

第６期については、AxelLiner事業において、当社グループの多用途に対応できる小型衛星技術により獲得した政府系機関からの受注案件が進捗いたしました。また、AxelGlobe事業においては、民間企業によるデータの利活用が進んでいるほか、委託試験研究案件についても継続しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度に比べて523,840千円減少し、1,586,835千円（前期比24.8％減）となり、売上高の減少に伴い売上原価は、前連結会計年度に比べて900,957千円減少し、1,479,071千円（前期比37.9％減）となりました。これにより、営業損失は、2,495,052千円（前期は2,538,094千円の営業損失）となりました。また、補助金収入が735,948千円計上されたことから、経常損失は1,824,228千円（前期は2,509,711千円の経常損失）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は、1,950,803千円（前期は3,174,278千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

AxelLiner事業におきましては、当連結会計年度では、主に政府系機関からの委託試験研究が進捗いたしました。また、NEDOからの「超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援」の補助事業につき、補助金収入の計上がありました。その結果、AxelLiner事業の売上高は1,326,339千

円（前期比22.8％減）、セグメント損失は208,598千円（前期は1,233,831千円のセグメント損失）となりました。

AxelGlobe事業におきましては、当連結会計年度では、既存顧客との案件継続や主に国内におけるサービス利用の拡大、委託試験研究案件が進捗いたしました。一方、営業活動に伴う販売管理費や2027年５月期に打上げを予定している中分解能衛星「GRUS-3」の開発のための研究開発費を計上した結果、AxelGlobe事業の売上高は260,496千円（前期比33.5％減）、セグメント損失は701,058千円（前期は614,153千円のセグメント損失）となりました。

事業別売上高

| 事業区分 | 第５期<br>(2024年５月期)<br>(前連結会計年度) | | 第６期<br>(2025年５月期)<br>(当連結会計年度) | | 前連結会計年度比 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 増減率 |
| ＡｘｅｌＬｉｎｅｒ事業 | 1,719,164千円 | 81.5％ | 1,326,339千円 | 83.6％ | △392,825千円 | △22.8％ |
| ＡｘｅｌＧｌｏｂｅ事業 | 391,511千円 | 18.5％ | 260,496千円 | 16.4％ | △131,015千円 | △33.5％ |
| 合計 | 2,110,676千円 | 100.0％ | 1,586,835千円 | 100.0％ | △523,840千円 | △24.8％ |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は122,788千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に取得した主要設備

AxelLiner事業　工具・試験機器等

AxelGlobe事業　計測機器・試験機器等

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

AxelLiner事業　自社衛星（GRUS-3）の衛星バスの製造

AxelGlobe事業　自社衛星（GRUS-3）のミッション機器の製造

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、2024年9月26日付で株式会社みずほ銀行と総借入枠2,000,000千円の借入契約を締結し、そのうち当連結会計年度末において計621,695千円の借入を実行しております。また、2025年3月26日付で株式会社三井住友銀行と4,000,000千円の借入契約を締結し同額の借入を実行しております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

①直前３連結会計年度の企業集団の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第３期<br>(2022年５月期) | 第４期<br>(2023年５月期) | 第５期<br>(2024年５月期) | 第６期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年５月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（千円） | 411,222 | 1,313,609 | 2,110,676 | 1,586,835 |
| 経常損失（△）（千円） | △1,093,797 | △1,330,384 | △2,509,711 | △1,824,228 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円） | △1,677,267 | △1,342,316 | △3,174,278 | △1,950,803 |
| １株当たり当期純損失（△）（円） | △11,058.22 | △43.75 | △85.72 | △44.96 |
| 総資産（千円） | 3,343,065 | 2,872,527 | 7,353,280 | 9,523,131 |
| 純資産（千円） | 2,325,535 | 1,910,309 | 4,976,627 | 3,027,944 |
| １株当たり純資産（円） | △31,257.24 | △187.68 | △213.36 | 69.73 |

（注）１．当社では、第６期より連結計算書類を作成しておりますので、第３期～第５期については参考値として記載しております。

２．１株当たり純資産額の算定に当たっては、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して計算しております。

３．当社は、2024年９月17日開催の取締役会決議により、Ａ種優先株式30,338株、Ｂ種優先株式36,371株、Ｃ種優先株式35,467株、C2種優先株式10,387株、Ｄ種優先株式54,887株を、定款に定める取得条項に基づき2024年10月４日付で自己株式として取得し、その対価として、それぞれ普通株式30,338株、36,371株、35,467株、10,387株、54,887株を交付しております。また、当社が取得したＡ種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｃ種優先株式、C2種優先株式、Ｄ種優先株式は同日付ですべて消却しております。

４．2024年９月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っており、第４期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失（△）を算定しております。

②直前３事業年度の当社の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第３期<br>(2022年５月期) | 第４期<br>(2023年５月期) | 第５期<br>(2024年５月期) | 第６期<br>(当事業年度)<br>(2025年５月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（千円） | 234,228 | 333,192 | 407,972 | 453,661 |
| 経常利益又は経常損失（△）（千円） | △2,565 | 31,501 | 36,805 | △211,350 |
| 当期純損失（△）（千円） | △2,950,494 | △1,342,316 | △3,174,278 | △1,950,803 |
| １株当たり当期純損失（△）（円） | △19,452.61 | △43.75 | △85.72 | △44.96 |
| 総資産（千円） | 2,361,425 | 1,967,199 | 5,042,818 | 7,722,387 |
| 純資産（千円） | 2,325,535 | 1,910,309 | 4,976,627 | 3,027,944 |
| １株当たり純資産（円） | △31,257.24 | △187.68 | △213.36 | 69.73 |

（注）１．１株当たり純資産額の算定に当たっては、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して計算しております。

２．当社は、2024年９月17日開催の取締役会決議により、Ａ種優先株式30,338株、Ｂ種優先株式36,371株、Ｃ種優先株式35,467株、C2種優先株式10,387株、Ｄ種優先株式54,887株を、定款に定める取得条項に基づき2024年10月４日付で自己株式として取得

し、その対価として、それぞれ普通株式30,338株、36,371株、35,467株、10,387株、54,887株を交付しております。また、当社が取得したＡ種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｃ種優先株式、C2種優先株式、Ｄ種優先株式は同日付ですべて消却しております。

３．2024年９月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っており、第４期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失（△）を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 株式会社アクセルスペース | 100,000千円 | 100.0% | ①AxelLiner事業 ②AxelGlobe事業 |

（注）当社の前身である株式会社アクセルスペースは2008年８月に設立され、その後2020年３月に単独株式移転の方式により純粋持株会社として当社が設立され、現在に至っております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループでは、2027年５月期に打上げ予定の中分解能衛星「GRUS-3」等の開発・製造・運用技術、AxelLiner・AxelGlobe両事業における研究開発費の先行投資により、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当該事象又は状況を解消し、かつ今後、当社グループが事業拡大を遂げていくために事業上及び財務上対処すべき課題並びに対処方針は以下のとおりであります。

①収益基盤の強化

当社グループの売上高の柱である、AxelLiner事業及びAxelGlobe事業において、更なる収益基盤の強化は重要な経営課題と認識しております。そのためAxelLiner事業に関しては、多様なニーズに応えるべく、継続的な研究開発の実施により性能向上を図りながら、複数のプロジェクトを並行して推進できるよう、UX革新、及び衛星開発プロジェクトの短縮化と省力化の鍵となるソフトウエア「AxelLiner Terminal」の開発の加速及び衛星量産体制の着実な整備を進めてまいります。併せて営業体制を強化し、本格的に営業活動を推進してまいります。

AxelGlobe事業では、国内外において衛星画像販売代理店・衛星画像解析事業者とのパートナー契約を増やし、販路拡大を推進してまいります。加えて、これまで衛星データ活用が進んでいない業界向けの新プロダクト開発を当該業界の事業パートナーと共に積極的に推進し、ソリューションとしての利用普及を図ってまいります。

②人材の確保及び育成

当社グループのビジョン・ミッションに共感し高い意欲を持った優秀な人材の採用、及び人材育成は重要な事業上のテーマであると認識しています。そのため多様な働き方の整備、会社負担による婦人科健診の推奨・有給休暇付与の拡大・継続勤続年数に応じたボーナス休暇の付与などの福利厚生の充実、社内教育制度の充実、透明性のある評価制度の構築等、従業員が高いモチベーションをもって働くことのできる環境の整備を継続して推進してまいります。

③ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループは、持続的成長を遂げるための業務執行とガバナンスのバランス、及び経営上のリスクを適切にコントロールするための内部管理体制の強化が重要であると認識しております。そのため、社外取締役等への報告体制の強化、内部監査室及び監査役並びに会計監査人による実効性のある三様監査を実施するとともに、役職員向けのコンプライアンス研修の実施等を通じた個々人の知識・能力の向上や、定期的な内部監査を継続して実施してまいります。

④財務上の課題について

将来的に安定した事業収益化を目指す過程で、顧客基盤の拡充・人工衛星技術開発への継続的な先行投資が必要であり、そのための必要資金を機動的かつ確実に確保することが重要です。当社グループでは、現状、先行投資フェーズであり、継続的な投資を行っていることから、過去継続して営業赤字かつ営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。

当社グループではこれまで、第三者割当増資、金融機関からの借入、政府補助金等で資金調達を実施してきましたが、今後も機動的な資金調達の可能性を適宜検討してまいります。

当社グループでは手元流動性確保のため、総額62.4億円の第三者割当増資による調達を2023年12月に実施しております。また、以下のとおり第三者割当増資、金融機関からの借入等で資金調達を実施してきており、また今後も機動的な資金調達の可能性を適宜検討してまいります。

2023年６月：株式会社三井住友銀行と極度借入2,000,000千円の借入契約を締結

2023年12月：総額6,240,597千円の第三者割当増資による調達

2024年９月：株式会社みずほ銀行と借入枠2,000,000千円の借入契約を締結

2025年３月：株式会社三井住友銀行と4,000,000千円の借入契約を締結

**(5) 主要な事業内容**（2025年５月31日現在）

| 事　業　区　分 | 事　業　内　容 |
|---|---|
| ＡｘｅｌＬｉｎｅｒ事業 | 小型衛星の開発・製造・打上げ後の運用に関して、打上げ機の手配や許認可の取得等の非技術的な手続きも含めて顧客向け小型衛星プロジェクトの開発・運用サービスを提供しております。 |
| ＡｘｅｌＧｌｏｂｅ事業 | 当社グループが保有・運用する光学地球観測衛星コンステレーションが取得した画像データを販売、又はそれらの画像を加工・分析して情報を抽出し、ソリューションとして顧客にサービス提供しております。 |

**(6) 主要な営業所及び工場**（2025年５月31日現在）

①　当社の主要な営業所

| | |
|---|---|
| 本　社 | 東京都中央区 |

②　重要な子会社の重要な営業所

| | |
|---|---|
| 株式会社アクセルスペース | 東京都中央区 |

**(7) 使用人の状況**（2025年５月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|---|
| Ａｘｅｌ Ｌｉｎｅｒ事業 | 89 (26) 名 | 8名増 (1名増) |
| Ａｘｅｌ Ｇｌｏｂｅ事業 | 46 (3) | 4名増 (5名減) |
| その他 | 47 (9) | 9名増 (4名増) |
| 合計 | 182 (38) | 21名増 (－) |

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 32 (6) 名 | 6名増 (2名増) | 42.4歳 | 2.5年 |

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況**（2025年５月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 4,066,244千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 621,695千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 550,000千円 |
| 西武信用金庫 | 100,000千円 |

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

## ２．会社の現況

### (1) 株式の状況（2025年５月31日現在）

①　発行可能株式総数　　173,560,000株
②　発行済株式の総数　　43,390,000株
③　株主数　　50名
④　大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 31VENTURES-グローバル・ブレイン-グロースⅠ合同会社 | 5,935.4千株 | 13.68% |
| SMBC-GBグロース1号投資事業有限責任組合 | 5,013.0 | 11.55 |
| 中村　友哉 | 2,900.0 | 6.68 |
| 永島　隆 | 2,260.0 | 5.21 |
| 宮下　直己 | 2,260.0 | 5.21 |
| 株式会社SMBC信託銀行(特定運用金外信託口宇宙フロンティアファンド) | 2,194.4 | 5.06 |
| 株式会社SpaceCompass | 1,916.0 | 4.42 |
| Kepple Liquidity1号投資事業有限責任組合 | 1,691.6 | 3.90 |
| SBI Ventures Three合同会社 | 1,494.6 | 3.44 |
| ジャパン・コインベスト3号投資事業有限責任組合 | 1,371.6 | 3.16 |

（注）当社は自己株式は保有しておりません。

⑤　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### (2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| | | 第３回新株予約権 | 第４回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2019年３月19日 | 2019年３月19日 |
| 新株予約権の数 | | 1,370個 | 330個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 274,000株<br>(新株予約権１個につき 200株) | 普通株式 66,000株<br>(新株予約権１個につき 200株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権１個当たり1,100円 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権１個当たり 62,650円<br>(１株当たり 313.25円) | 新株予約権１個当たり 62,650円<br>(１株当たり 313.25円) |
| 権利行使期間 | | 2021年３月20日から<br>2029年３月19日まで | 2020年３月２日から<br>2029年３月19日まで |
| 行使の条件 | | (注) １ | (注) ２ |
| 役員の保有状況 | 取締役(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 570個<br>目的となる株式数 114,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 330個<br>目的となる株式数 66,000株<br>保有者数 1名 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 －<br>目的となる株式数 －<br>保有者数 － | 新株予約権の数 －<br>目的となる株式数 －<br>保有者数 － |
| | 監査役 | 新株予約権の数 －<br>目的となる株式数 －<br>保有者数 － | 新株予約権の数 －<br>目的となる株式数 －<br>保有者数 － |

| | | 第６回（第6-2回）新株予約権 | 第８回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2021年８月20日 | 2024年９月９日 |
| 新株予約権の数 | | 200個 | 5,200個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 40,000株<br>(新株予約権１個につき 200株) | 普通株式 1,040,000株<br>(新株予約権１個につき 200株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権１個当たり 62,650円<br>(１株当たり 313.25円) | 新株予約権１個当たり 62,650円<br>(１株当たり 313.25円) |
| 権利行使期間 | | 2023年８月21日から<br>2031年８月20日まで | 2026年９月10日から<br>2034年９月９日まで |
| 行使の条件 | | (注) １ | (注) １ |
| 役員の保有状況 | 取締役(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 －<br>目的となる株式数 －<br>保有者数 － |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 －<br>目的となる株式数 －<br>保有者数 － | 新株予約権の数 300個<br>目的となる株式数 60,000株<br>保有者数 2名 |
| | 監査役 | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 －<br>目的となる株式数 －<br>保有者数 － |

| | | 第９回新株予約権 | 第１０回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2024年９月９日 | 2024年９月９日 |
| 新株予約権の数 | | 8,600個 | 4,000個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 1,720,000株<br>（新株予約権１個につき 200株） | 普通株式 800,000株<br>（新株予約権１個につき 200株） |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権１個当たり530円 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権１個当たり 62,650円<br>（１株当たり 313.25円） | 新株予約権１個当たり 62,650円<br>（１株当たり 313.25円） |
| 権利行使期間 | | 2026年９月10日から2034年９月９日まで | 2024年９月９日から2034年９月９日まで |
| 行使の条件 | | （注）１ | （注）３ |
| 役員の保有状況 | 取締役（社外取締役を除く） | 新株予約権の数 5,500個<br>目的となる株式数 1,100,000株<br>保有者数 3名 | 新株予約権の数 2,250個<br>目的となる株式数 450,000株<br>保有者数 3名 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 －<br>目的となる株式数 －<br>保有者数 － | 新株予約権の数 －<br>目的となる株式数 －<br>保有者数 － |
| | 監査役 | 新株予約権の数 －<br>目的となる株式数 －<br>保有者数 － | 新株予約権の数 －<br>目的となる株式数 －<br>保有者数 － |

（注）１．(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。

(2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のいずれかの条件が成就していることを要します。

ａ．当社が発行するいずれかの株式が金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場され、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録された日から６ヶ月が経過していること。

ｂ．特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して10日以内であること。

ｃ．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと。

(3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえど

も、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。

ａ．新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合

ｂ．新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

(4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。

(5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。

２．(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。

(2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のいずれかの条件が成就していることを要します。

ａ．特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して10日以内であること。

ｂ．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと

(3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。

ａ．新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合

ｂ．新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

(4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。

(5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。

(6) 前各項の新株予約権の行使の条件を満たしている場合でも、本新株予約権を行使する日以前において、以下に該当する場合は、残存するすべての本新株予約権を行使できないものとします。

ａ．行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（但し、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）

ｂ．行使価額を下回る価格を行使価格とする当社新株予約権の発行等が行われた場合（但し、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）

ｃ．本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）

ｄ．本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となった場合

３．(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その

他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。

(2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のａ乃至ｃのいずれかの条件が成就しており、かつｄの条件が成就していることを要する。

ａ．当社が発行するいずれかの株式が金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場され、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録された日から６ヶ月が経過していること。

ｂ．特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して10日以内であること。

ｃ．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと。

ｄ．2025年５月期乃至2029年５月期において、当社の損益計算書に記載された連結売上高が一度でも4,709百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。

(3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。

ａ．新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合

ｂ．新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

(4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。

(5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

| | | 第８回新株予約権 | 第９回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2024年９月９日 | 2024年９月９日 |
| 新株予約権の数 | | 5,200個 | 8,600個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 1,040,000株<br>（新株予約権１個につき 200株） | 普通株式 1,720,000株<br>（新株予約権１個につき 200株） |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権１個当たり 62,650円<br>（１株当たり 313.25円） | 新株予約権1個当たり 62,650円<br>（１株当たり 313.25円） |
| 権利行使期間 | | 2026年９月10日から<br>2034年９月９日まで | 2026年９月10日から<br>2034年９月９日まで |
| 行使の条件 | | （注）１ | （注）１ |
| 使用人等への交付状況 | 当社使用人 | 新株予約権の数 1,750個<br>目的となる株式数 350,000株<br>交付対象者数 9名 | 新株予約権の数 1,300個<br>目的となる株式数 260,000株<br>交付対象者数 1名 |
| | 当社子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数 3,150個<br>目的となる株式数 630,000株<br>交付対象者数 17名 | 新株予約権の数 1,800個<br>目的となる株式数 360,000株<br>交付対象者数 1名 |

| | | 第10回新株予約権 |
|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2024年９月９日 |
| 新株予約権の数 | | 4,000個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 800,000株<br>（新株予約権１個につき 200株） |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権１個当たり530円 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり 62,650円<br>（１株当たり 313.25円） |
| 権利行使期間 | | 2024年９月９日から<br>2034年９月９日まで |
| 行使の条件 | | （注）２ |
| 使用人等への交付状況 | 当社使用人 | 新株予約権の数 700個<br>目的となる株式数 140,000株<br>交付対象者数 2名 |
| | 当社子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数 1,050個<br>目的となる株式数 210,000株<br>交付対象者数 3名 |

（注）１．(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合

は、新株予約権を行使することができます。

(2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のいずれかの条件が成就していることを要します。

ａ．当社が発行するいずれかの株式が金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場され、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録された日から６ヶ月が経過していること。

ｂ．特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して10日以内であること。

ｃ．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと。

(3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。

ａ．新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合

ｂ．新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

(4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。

(5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。

２．(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。

(2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のａ乃至ｃのいずれかの条件が成就しており、かつｄの条件が成就していることを要する。

ａ．当社が発行するいずれかの株式が金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場され、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録された日から６ヶ月が経過していること。

ｂ．特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して10日以内であること。

ｃ．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であ

って、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと。

ｄ．2025年５月期乃至2029年５月期において、当社の損益計算書に記載された連結売上高が一度でも4,709百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。

(3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。

ａ．新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合

ｂ．新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

(4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。

(5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。

### (3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年５月31日現在）

| 会社における地位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役 | 中村　友哉 | 子会社　株式会社アクセルスペース　代表取締役 |
| 取締役 | 折原　大吾 | 経営管理本部長<br>子会社　株式会社アクセルスペース　取締役 |
| 取締役 | 濵田　牧子 | コミュニケーション推進本部長 |
| 取締役 | 鎌田　富久 | 有限会社TomyK　代表取締役<br>エルピクセル株式会社　代表取締役社長兼CEO |
| 取締役 | 向井　千秋 | 東京理科大学特任副学長<br>国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構特別参与（非常勤） |
| 取締役 | 杉山　全功 | 株式会社KaizenPlatform取締役 |
| 常勤監査役 | 下村　健一 | 子会社　株式会社アクセルスペース　監査役 |
| 監査役 | 小幡　映未子 | スパークル法律事務所（パートナー） |
| 監査役 | 原田　誠司 | 原田誠司公認会計士事務所所長 |
| 監査役 | 佐藤　裕 | 株式会社イノフィス　監査役 |

（注）１．取締役鎌田富久氏、向井千秋氏及び杉山全功氏は、社外取締役であります。
２．監査役下村健一氏、小幡映未子氏、原田誠司氏及び佐藤裕氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役下村健一氏は、事業会社におけるコンプライアンス業務及び監査役職務の経験と知見を有しております。
４．監査役小幡映未子氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役原田誠司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．監査役佐藤裕氏は、事業会社における生産管理及び経営企画業務並びに取締役・監査役職務の経験と知見を有しております。
７．2024年８月20日開催の定時株主総会において、向井千秋氏及び杉山全功氏が取締役に新たに選任され、小幡映未子氏及び原田誠司氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。
８．2025年２月27日開催の臨時株主総会において、佐藤裕氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。
９．2024年８月20日開催の第５回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役の船田卓郎氏及び監査役の村井勝氏は任期満了により、また、2024年11月30日付で社外取締役の青木英剛氏及び社外監査役の百合本安彦氏は辞任により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

また、2024年11月30日をもって社外取締役を退任いたしました青木英剛氏との間で同様の契約を締結しておりました。

③　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険により、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が填補するものであります。なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としております。

④　取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員報酬規程を定めており、取締役の報酬額は、株主総会においてその総枠を決議し、配分方法は取締役会で決議することとし、監査役の報酬額は、株主総会においてその総枠を決議し、配分方法は監査役同士の協議で決定することとしております。また、各取締役の報酬は１年ごとに、会社の業績、会社の利益水準、他社の水準及びそれぞれの職務、実績、会社への貢献度等を考慮し、取締役会での審議を経て、取締役会決議により決定することとしております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区　　分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | | 対象となる役員の員数 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 45,000千円<br>(5,000) | 45,000千円<br>(5,000) | － | － | 5名<br>(2) |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 8,820千円<br>(8,820) | 8,820千円<br>(8,820) | － | － | 4<br>(4) |
| 合計<br>（うち社外役員） | 53,820千円<br>(13,820) | 53,820千円<br>(13,820) | － | － | 9<br>(6) |

（注）１．当事業年度末現在の人員は取締役６名（うち社外取締役３名）、監査役４名（うち社外監査役４名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の取締役が１名在任しているためであります。また、2024年８月20日に退任した取締役１名及び監査役１名、並びに2024年11月30日に退任した取締役１名及び監査役１名につきましては、無報酬であったため上表には含めておりません。

２．取締役の金銭報酬の額は、2024年10月15日開催の臨時株主総会において年額250百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、７名（うち、社外取締役は４名）であります。

３．監査役の金銭報酬の額は、2024年８月20日開催の第５回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名であります。

ハ．当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役鎌田富久氏は、有限会社TomyKの代表取締役及びエルピクセル株式会社の代表取締役社長兼CEOであります。有限会社TomyKは当社の普通株式を280,000株保有しています。エルピクセル株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
・取締役向井千秋氏は、東京理科大学特任副学長及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の特別参与（非常勤）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・取締役杉山全功氏は、株式会社KaizenPlatform取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役下村健一氏は、当社子会社である株式会社アクセルスペースの監査役であります。
・監査役小幡映未子氏は、スパークル法律事務所パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役原田誠司氏は、原田誠司公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役佐藤裕氏は、株式会社イノフィス監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・2024年11月30日付で退任しました社外取締役青木英剛氏が所属をし、社外監査役百合本安彦氏が代表取締役を務めるグローバル・ブレイン株式会社及び三井不動産株式会社が共同で運営する31VENTURES-グローバル・ブレイン-グロースⅠ合同会社、グローバル・ブレイン株式会社及び株式会社三井住友銀行が共同で運営するSMBC-GBグロース1号投資事業有限責任組合、グローバル・ブレイン株式会社及びエプソンクロスインベストメント株式会社が共同で運営するEP-GB投資事業有限責任組合、グローバル・ブレイン株式会社及びヤマトホールディングス株式会社が共同で運営するYMT-GB投資事業有限責任組合、グローバル・ブレイン株式会社及びANAホールディングス株式会社が共同で運営するAH-GB未来創造投資事業有限責任組合、グローバル・ブレイン株式会社及び日揮ホールディングス株式会社が共同で運営する日揮みらい　投資事業有限責任組合及びグローバル・ブレイン株式会社及び富国生命保険相互会社が共同で運営する富国-GB投資事業有限責任組合から、当社は出資を受けております。

ロ．当事業年度における主な活動状況

| | 出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---|---|
| 取締役　鎌　田　　富　久 | 当事業年度に開催された取締役会25回の全てに出席いたしました。<br>主に先端技術分野での経営に関する豊富な見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役　向　井　　千　秋 | 2024年８月20日就任以降、当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席いたしました。<br>主に宇宙業界及び会社経営に関する豊富な見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に宇宙業界における技術的な視点において専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役　杉　山　　全　功 | 2024年８月20日就任以降、当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。<br>主に会社経営に関する豊富な知見から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 監査役　下　村　　健　一 | 当事業年度に開催された取締役会25回のうち全てに、また、監査役会16回のうち全てに出席いたしました。<br>製造業のコンプライアンス業務に精通をしている見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役　小　幡　　映　未　子 | 2024年８月20日就任以降、当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に、また、監査役会13回のうち全てに出席いたしました。<br>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役　原　田　　誠　司 | 2024年８月20日就任以降、当事業年度に開催された取締役会20回のうち全てに、また、監査役会13回のうち全てに出席いたしました。<br>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役　佐　藤　　裕 | 2025年２月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会５回のうち全てに、また、監査役会４回のうち全てに出席いたしました。<br>総合電機メーカーに長く従事していた専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 取締役　青　木　　英　剛 | 2024年11月30日辞任までの当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。<br>主に宇宙分野における知見が深く、過去宇宙期の開発に携わった経験を有するなど人工衛星技術への理解を有していることから、その知見を活かして社外取締役として監督・提言を行っておりました。 |

| | |
|---|---|
| 監査役　百 合 本　　安 彦 | 2024年11月30日辞任までの当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会７回のうち全てに出席いたしました。<br>グローバル・ブレイン株式会社の経営者として、主に当社のガバナンス強化にあたり有用な監査を行っておりました。 |

### (4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

| | 報 酬 等 の 額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 34,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,500千円 |

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## ３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は業務の適正を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

１．取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役等（当社及び子会社の取締役、執行役員をいう。以下同じ）は、当社グループが共有すべきルールや考え方を表した「アクセルスペースコアバリュー」及び規程全般を通じて、当社グループにおける企業倫理の確立並びに取締役等及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保をするとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底をはかる。

② 内部監査室は、内部監査基本計画書に基づき当社グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。

③ 取締役等は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。

④ 内部通報制度の利用を促進し、当社グループにおける法令・定款違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。

⑤ コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社グループにおけるリスク管理の全社的推進を図り、不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて再発防止策の展開等の活動を推進する。

⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報管理については、一般的な情報については「情報セキュリティポリシー」に基づき「情報システムマネジメント基準規程」により、また、技術情報については「技術情報管理規程」により情報管理に関する責任体制を明確化している。なお、情報管理に関する具体的施策については、「情報システム利用基準規程」及び「情報システム構築運用基準規程」に基づき、当社グループ全体で横断的に推進する。

② 取締役等及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理要領」に基づき適切に作成、保存、管理する。

③ 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類、重要な契約書、予算・決算関係書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

④ 個人情報については、法令、「特定個人情報取扱規程」及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理は、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当社グループとして一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。

② 代表取締役は、コンプライアンス・リスク管理委員会を中心とするリスク管理体制を構築し、当社グループのリスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図りリスクの回避及び損失の最小化を図る。

③ コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社グループのリスク管理の実施について監督する。

④ 経営管理本部は、各本部・室が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行う。
⑤ 各本部・室は、その業務の遂行にあたり生じる恐れのあるリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
⑥ 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において付議又は報告をする。
⑦ 各本部・室は、業務の過程で事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに代表取締役及び経営管理本部長にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、経営会議及び取締役会に付議又は報告をする。
⑧ 内部監査室は、当社グループのリスク管理体制及びリスク管理の実施状況について監査を行う。

４．取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
① 取締役会は、原則として毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
② 取締役会は、当社グループの中期経営計画及び年間予算を決定し、その執行状況を監督し担当取締役等からの報告を通じて、業務執行の効率性及び健全性を点検し、適宜見直しを行う。
③ 当社グループに共通して適用される、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」（決裁基準表を含む）により、取締役等及び各職位における決裁権限の内容及び関与すべき本部・室等を明確に定めることで、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を行う。

５．企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制
① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社は、「職務権限規程」に基づき、重要な経営事項については、当社の承認を得、報告を行う。
② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
前記３記載のとおり、当社グループ一体としての体制を構築している。
③ 子会社の取締役等の職務が効率的に行われることを確保するための体制
前記４記載のとおり、当社グループ一体としての体制を構築している。
④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
前記１記載のとおり、当社グループ一体としての体制を構築している。

６．財務報告の適正性確保のための体制整備
① 経営管理本部を所管する取締役あるいは経営管理本部を所管する執行役員は商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
② 財務報告の適正性を確保するための体制につき、金融商品取引法その他国内外の法令に基づき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。
③ 当社グループの各本部・室は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

７．監査役補助者に関する体制

７－１　監査役補助者の設置に関する事項

監査役の求めにより、監査役の職務遂行を補助する使用人（以下「監査役補助者」という。）を置く場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができる。

７－２　監査役補助者の独立性に関する事項

監査役補助者の人事考課、異動、懲戒等については監査役会の承認を要する。

７－３　監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号記載のとおり、監査役補助者が監査役の指示に従うことにより、処遇上の不利益を被ることがない体制を構築し、実効性が確保されている。

８．監査役への報告、報告者の保護、費用、その他監査役の監査の実効性を確保するための体制

８－１　監査役への報告に関する体制

① 取締役等及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

② 取締役等及び使用人は、当社グループ内部通報規程に基づき、常勤監査役に対して不正行為の通報を行うことができる。

８－２　前記８－１の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社グループ内部通報規程において、通報者の秘密が守られ、また通報をしたことを理由とする不利益な取扱いが禁止されている。

８－３　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務の支払いを行う。

② 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に認めることができる。

８－４　監査役の監査の実効性を確保するための体制

① 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。

② 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。

③ 監査役は、毎月１回定期的に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

④ 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

当社グループは、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

当社グループでは、事業運営上、重大な影響を及ぼす恐れのある様々なリスクに対して、コンプライアンス・リスク管理規程に基づく社内横断的なコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しており、当委員会にて当社グループの運営に関する全社的・総括的なリスクの把握・評価及び防止策や対応策の検討等を行っております。また、必要に応じて臨時委員会を開催することとしております。

取締役会は、取締役会規程に基づき、毎月１回定期的な開催の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、業務執行に関する重要事項の意思決定の他、業績の進捗状況等の報告を行い情報の共有をするとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

監査役会は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、相互認識を深めるよう努めております。

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社グループの法令、定款及び社内規程の遵守状況について内部統制監査を行っております。内部監査の結果は、代表取締役に報告され、被監査部門に対して具体的な助言・改善状況の確認などを行っております。

## ４．会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

## ５．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、いまだ成長過程にある企業であり、更なる財務体質の強化、競争力の確保を経営上の主要課題の一つとして位置づけております。そのため現時点においては、内部留保の充実を図り、収益力強化、事業規模の拡大のための投資に充当することが、株主の将来の安定的かつ継続的な利益還元に繋がると考えており、当事業年度を含め、配当を行っておりません。

将来的には、各事業年度の財政状態、経営成績を勘案しながら株主への利益還元を実施していく方針ですが、現時点では内部留保の充実を図り、再投資をしていく方針であるため、配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年１回の期末配当を基本方針と考えており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第５項に規定する中間配当を、毎年11月30日を基準日として、取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

# 連結貸借対照表

（2025年５月31日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 流動資産 | 9,396,800 | 流動負債 | 1,545,491 |
| 現金及び預金 | 5,006,833 | 買掛金 | 204,072 |
| 売掛金 | 24,597 | 短期借入金 | 166,244 |
| 契約資産 | 4,189 | １年内返済予定の長期借入金 | 222,000 |
| 原材料及び貯蔵品 | 903,437 | 未払金 | 221,886 |
| 前渡金 | 3,103,184 | 未払法人税等 | 3,500 |
| その他 | 354,558 | 前受金 | 487,149 |
| | | 契約負債 | 201,653 |
| | | その他 | 38,985 |
| 固定資産 | 126,330 | 固定負債 | 4,949,695 |
| 有形固定資産 | － | 長期借入金 | 4,949,695 |
| 建物附属設備 | 42,268 | 負債合計 | 6,495,187 |
| 機械及び装置 | 1,727,779 | （純資産の部） | |
| 工具、器具及び備品 | 250,287 | 株主資本 | 3,025,461 |
| 減価償却累計額 | △1,297,652 | 資本金 | 100,000 |
| 減損損失累計額 | △722,682 | 資本剰余金 | 14,190,873 |
| 投資その他の資産 | 126,330 | 利益剰余金 | △11,265,412 |
| 敷金及び保証金 | 126,320 | 新株予約権 | 2,483 |
| その他 | 10 | 純資産合計 | 3,027,944 |
| 資産合計 | 9,523,131 | 負債純資産合計 | 9,523,131 |

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（2024年６月１日から
2025年５月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | 1,586,835 |
| **売上原価** | | 1,479,071 |
| **売上総利益** | | 107,764 |
| **販売費及び一般管理費** | | 2,602,816 |
| **営業損失（△）** | | △2,495,052 |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 1,833 | |
| 補助金収入 | 735,948 | |
| 受取保険料 | 100,345 | |
| その他 | 6,196 | 844,322 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 100,490 | |
| 為替差損 | 12,994 | |
| 資金調達費用 | 60,000 | |
| その他 | 14 | 173,499 |
| **経常損失（△）** | | △1,824,228 |
| **特別損失** | | |
| 減損損失 | 122,788 | 122,788 |
| **税金等調整前当期純損失（△）** | | △1,947,017 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,785 | 3,785 |
| **当期純損失（△）** | | △1,950,803 |
| **親会社株主に帰属する当期純損失（△）** | | △1,950,803 |

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（2024年６月１日から
2025年５月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 100,000 | 14,190,873 | △9,314,608 | 4,976,264 | 363 | 4,976,627 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△） | | | △1,950,803 | △1,950,803 | | △1,950,803 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額） | | | | | 2,120 | 2,120 |
| 当期変動額合計 | － | － | △1,950,803 | △1,950,803 | 2,120 | △1,948,683 |
| 当期末残高 | 100,000 | 14,190,873 | △11,265,412 | 3,025,461 | 2,483 | 3,027,944 |

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

**連結注記表**

**１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等**

（１）連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　１社

・連結子会社の名称　　株式会社アクセルスペース

（２）持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

（３）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

（４）会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産　　主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　　法人税法の規定による定率法を採用しております。
ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備、機械及び装置については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備　　２～18年
機械及び装置　　５年
工具、器具及び備品　２～15年

ロ．無形固定資産　　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなくまた貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

ロ．受注損失引当金　　受注案件に係る見積総原価が受注金額を超過した場合に、将来の損失発生が見込まれる受注案件に備えるため、超過相当額について将来の損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる受注案件について、損失見込額を計上することとしております。なお、当連結会計年度は翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失がないため、受注損失引当金は計上しておりません。

ハ．プロジェクト損失引当金　　当社グループのプロジェクトの仕様変更等から生じる将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる損失について、損失見込額を計上することとしております。なお、当連結会計年度は翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失がないため、プロジェクト損失引当金は計上しておりません。

④　重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

イ．AxelLiner事業　　AxelLiner事業においては、顧客と人工衛星等の開発・製造・試験、運用等及び委託試験研究サービスに係る契約を締結しており、人工衛星等の開発・製造等や委託試験研究サービスを履行する義務を負っております。これらの履行義務は、人工衛星等の開発・製造等や委託試験研究の

| | |
|---|---|
| | 進捗に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、期間がごく短い製造・研究を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、期間がごく短い製造・研究については、製造・研究完了時に収益を認識しております。<br>履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、当連結会計年度末までに実施した人工衛星等の製造・開発等や委託試験研究に関して発生した原価が原価総額の見積りに占める割合をもって進捗度とする原価比例法によっております。なお、取引の対価を受領する時期は契約条件ごとに異なるものの、当連結会計年度において取引価格に重要な金融要素を含む契約はありません。 |
| ロ．AxelGlobe事業 | AxelGlobe事業においては、主に人工衛星から得られた画像撮影サービスの契約を締結しており、顧客から依頼された画像撮影を実施し、引き渡す義務を負っております。これらは契約に基づき顧客への引渡しが完了した時点で収益を認識しております。支払条件は契約ごとに異なりますが、製品の引渡し等に応じて対価を受領しております。また、AxelGlobe事業においては、委託試験研究サービスに係る契約も締結しておりますが、当該サービスに関しては委託試験研究の進捗に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、当連結会計年度末までに実施した委託試験研究に関して発生した原価が原価総額の見積りに占める割合をもって進捗度とする原価比例法によっております。<br>なお、当連結会計年度において取引価格に重要な金融要素を含む契約はありません。 |

（５）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## ２．会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日。）第65-２項（２）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

## ３．会計上の見積りに関する注記

（１）一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定期間にわたり履行義務を充足し認識する収益　　1,429,036千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ.算出方法

一定期間にわたり履行義務を充足し認識する売上高は、原価総額の見積りに対する発生原価の割合（原価比例法）により算出した進捗率に収益総額を乗じて算出しております。

ロ.主要な仮定

原価総額の見積りは、発注先から入手した見積書や社内承認された見積単価等の客観的な価格による積算価格により算出しておりますが、人工衛星の製造過程に必要な部材等には、特殊性が強く画一的な判断尺度を得ることが困難であり、専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴います。

また、業務完了までの原価総額の見積りについては、業務進捗等に伴い各種費用の追加、仕様変更等が生じる可能性があるため、その見積り及び仮定を継続的に見直しております。

ハ.翌年度の連結計算書類に与える影響

原価総額の見積りは、契約変更や見積りの前提条件の変動によって影響を受ける可能性があり、原価総額の見積りが実際と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（２）固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 有形固定資産 | － |
| 無形固定資産 | － |
| 減損損失 | 122,788 |

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の事業単位を基準としてグルーピングを行っております。また、本社資産等に関する資産は、共用資産としてより大きな単位で減損損失を認識するかの判定を行っております。

各資産グループで減損の兆候の有無の判定を行い、兆候が認められる資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローに基づいて減損損失の認識の要否を判定しております。

減損損失の認識の要否判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、顧客との契約に基づく売上の計上時期及び計上金額に係る仮定が含まれております。将来予測は不確実性を伴い、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに対して、実際に発生したキャッシュ・フローが見積りを大きく下回った場合、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

## ４．連結貸借対照表に関する注記

（１）当座貸越契約及び限度貸付契約

当社グループは、取引銀行２行と当座貸越契約及び限度貸付契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び限度貸付契約の借入未実行残高は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 当座貸越極度額 | 3,000,000千円 |
| 貸付限度額 | 1,000,000 |
| 借入実行残高 | 687,939 |
| 差引額 | 3,312,060 |

当該当座貸越契約及び限度貸付契約は、当社グループの特定プロジェクトの支出に紐づく契約であります。

（２）財務制限条項

①当連結会計年度末の借入金のうち、当社と株式会社みずほ銀行との間で締結した当座貸越契約及び限度貸付契約には、以下のとおり財務制限条項が付されております。

2024年９月26日契約（当連結会計年度末残高621,695千円）

a. 2025年５月期決算以降、各年度の決算期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること。

b. 2027年５月期決算以降、各年度の連結損益計算書の経常損益及び当期純損益が、損失とならないようにすること。

c. 2025年９月末日までに30億円以上のエクイティ調達を実施すること。

上記いずれかの条項に抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。なお、当連結会計年度末日において、財務制限条項に抵触しておりません。

②当連結会計年度末の借入金のうち、当社と株式会社三井住友銀行との間で締結した金銭消費貸借契約には、以下のとおり財務制限条項が付されております。

2025年３月26日契約（当連結会計年度末残高4,000,000千円）

a. 2025年５月期決算以降、各四半期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること。

b. 2025年５月期決算以降、各四半期末日における連結貸借対照表の現預金の金額を、20億円以上に維持すること。

c. 2025年５月期決算以降、各事業年度末における投資キャッシュ・フローの金額を一定金額の範囲内にすること。

d. 2026年５月末日までに、株式公開を行うか、又は30億円以上のエクイティ性の資金調達を行うこと。

上記いずれかの条項に抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。なお、当連結会計年度末日において、財務制限条項に抵触しておりません。

## ５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 43,390,000株 |

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 2,692,000株 |

## ６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や新株発行）を調達しております。また、資金運用については、投機的な取引は行わない方針であり、一時的な余剰資金は、主に安全性の高い銀行預金で運用しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であり、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

短期借入金及び長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）は、主に運転資金及び研究開発に係る資金調達であり、金利等の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。また、一部の借入金については、財務制限条項への抵触により、借入金の繰上返済請求を受けるリスクがあります。

敷金及び保証金は、主に本社建物の賃貸契約に係る敷金等であり、契約先の信用リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、経営管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに入金期日及び残高の管理を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループの短期借入金及び長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）の金利等の変動リスクについては、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、経営管理本部において資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤信用リスクの集中

当連結会計年度の末日現在における営業債権は、特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

| | 連結貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| 敷金及び保証金 | 126,320 | 121,798 | △4,523 |
| 資産計 | 126,320 | 121,798 | △4,523 |
| 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む） | 5,171,695 | 5,039,282 | △132,412 |
| 負債計 | 5,171,695 | 5,039,282 | △132,412 |

注１．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

| | １年以内<br>（千円） | １年超<br>５年以内<br>（千円） | ５年超<br>10年以内<br>（千円） | 10年超<br>（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 5,006,833 | － | － | － |
| 売掛金 | 24,597 | － | － | － |
| 敷金及び保証金 | 49,415 | 7,153 | 69,752 | － |
| 合計 | 5,080,845 | 7,153 | 69,752 | － |

注２．短期借入金、長期借入金の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

| | １年以内<br>（千円） | １年超<br>２年以内<br>（千円） | ２年超<br>３年以内<br>（千円） | ３年超<br>４年以内<br>（千円） | ４年超<br>５年以内<br>（千円） | ５年超<br>（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 短期借入金 | 166,244 | － | － | － | － | － |
| 長期借入金 | 222,000 | 1,964,892 | 1,456,339 | 1,238,339 | 124,339 | 165,785 |
| 合計 | 388,244 | 1,964,892 | 1,456,339 | 1,238,339 | 124,339 | 165,785 |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

・レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

・レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

・レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 敷金及び保証金 | － | 121,798 | － | 121,798 |
| 資産計 | － | 121,798 | － | 121,798 |
| 長期借入金<br>（１年内返済予定の長期借入金を含む） | － | 5,039,282 | － | 5,039,282 |
| 負債計 | － | 5,039,282 | － | 5,039,282 |

（注）　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・敷金及び保証金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

・長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引

現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

**７．収益認識に関する注記**

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

| | 報告セグメント | | 合計 |
|---|---|---|---|
| | AxelLiner事業 | AxelGlobe事業 | |
| 人工衛星等の開発・製造・試験、運用等 | 5,130 | － | 5,130 |
| 委託試験研究サービス | 1,321,209 | 111,804 | 1,433,014 |
| 画像撮影サービス | － | 148,691 | 148,691 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,326,339 | 260,496 | 1,586,835 |
| その他の収益 | － | － | － |
| 外部顧客への売上高 | 1,326,339 | 260,496 | 1,586,835 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　（４）会計方針に関する事項　④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

| | 当連結会計年度期首<br>（2024年６月１日） | 当連結会計年度末<br>（2025年５月31日） |
|---|---|---|
| 顧客との契約から生じた債権 | 48,778 | 24,597 |
| 契約資産 | 242,656 | 4,189 |
| 契約負債 | 1,361 | 201,653 |

契約資産は、製造・研究の進捗に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち、未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、履行義務の充足に係る進捗に応じ、収益を認識するにつれて取り崩しております。

契約資産残高の重要な変動は、進捗度に応じて認識した収益の計上と売上債権への振替によるものであります。契約負債残高の重要な変動は、主として前受金の受取と収益認識によるものであります。

当連結会計年度期首における契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の金額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

期末日時点で充足されていない履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる時期は以下のとおりであります。

（単位：千円）

| | 当連結会計年度末<br>（2025年５月31日） |
|---|---|
| １年以内 | 1,882,443 |
| １年超２年以内 | 2,893,290 |
| ２年超３年以内 | 2,607,749 |
| ３年超４年以内 | 1,269,509 |
| ４年超５年以内 | 485,349 |
| ５年超 | 371,511 |
| 合計 | 9,509,853 |

残存履行義務に配分した取引価格は、AxelLiner事業における人工衛星等の開発・製造・試験、運用等及び委託試験研究サービスの契約に係るもの、並びにAxelGlobe事業における人工衛星から得られた画像撮影サービスの契約に係るものであります。上記の取引価格には、重要な変動対価の金額の見積りは含まれておりません。

**８．１株当たり情報に関する注記**

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 69円73銭 |
| １株当たり当期純損失（△） | △44円96銭 |

（注）当社は、2024年10月17日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っており、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失（△）を算定しております。

**９．重要な後発事象に関する注記**

（１）　公募による新株式の発行

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2025年８月13日に同取引所グロース市場に株式を上場する予定であります。この株式上場にあたり、2025年７月10日及び2025年７月25日開催の取締役会において、下記のとおり募集株式の発行について決議し、2025年８月12日に払込を完了する予定となっております。

| | |
|---|---|
| （１）募集方法 | 一般募集（ブックビルディング方式による募集） |
| （２）募集株式の種類及び数 | 普通株式　20,660,900株 |
| （３）発行価格 | 未定（注） |
| （４）引受価額 | 未定（注） |
| （５）払込金額 | １株につき293.25円 |
| （６）増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2025年８月４日に決定される予定の引受価額（引受人が当社に払込む金額）に基づき、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| （７）発行価格の総額 | 未定（注） |

| | |
|---|---|
| （８）引受価額の総額 | 未定（注） |
| （９）資本組入額の総額 | 未定（注） |
| (10) 申込期間 | 2025年８月５日から2025年８月８日まで |
| (11) 払込期日 | 2025年８月12日 |
| (12) 受渡期日 | 2025年８月13日 |
| (13) 資金の使途 | 当社連結子会社において今後打上げを計画している人工衛星の設備資金及び当社連結子会社の人員強化・マーケティングなどの費用並びに当社の人員強化を目的とした採用費等に充当する予定であります。 |

(注) 発行価格、引受価額及び資本組入額は2025年７月28日時点において未定であります。

（２）第三者割当による新株式の発行

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2025年８月13日に同取引所グロース市場に株式を上場する予定であります。この株式上場にあたり、2025年７月10日及び2025年７月25日開催の取締役会において、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる株式売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を下記のとおり決議しております。

| | |
|---|---|
| （１）募集株式の種類及び数 | 普通株式　2,339,100株 |
| （２）割当価格 | 未定（注） |
| （３）払込金額 | １株につき293.25円 |
| （４）増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| （５）割当価格の総額 | 未定（注） |
| （６）資本組入額の総額 | 未定（注） |
| （７）申込期日 | 2025年９月９日 |
| （８）払込期日 | 2025年９月10日 |
| （９）資金の使途 | 「(公募による新株式の発行) (13) 資金使途」と同一であります。 |

(注) 割当価格及び資本組入額は2025年７月28日時点において未定であります。

# 貸　借　対　照　表

（2025年５月31日現在）

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　　額 | 科　　目 | 金　　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部） | | （負　債　の　部） | |
| **流　動　資　産** | **3,707,213** | **流　動　負　債** | **294,748** |
| 現　金　及　び　預　金 | 3,657,207 | １年内返済予定の長期借入金 | 222,000 |
| 売　掛　金 | 5,062 | 未　払　金 | 63,176 |
| 前　払　費　用 | 30,712 | 未　払　法　人　税　等 | 1,210 |
| 前　渡　金 | 220 | そ　の　他 | 8,361 |
| そ　の　他 | 14,010 | **固　定　負　債** | **4,399,695** |
| | | 長　期　借　入　金 | 4,399,695 |
| **固　定　資　産** | **4,015,174** | **負　債　合　計** | **4,694,443** |
| **投資その他の資産** | **4,015,174** | （純　資　産　の　部） | |
| 子会社長期貸付金 | 10,500,000 | **株　主　資　本** | **3,025,461** |
| 敷　金　及　び　保　証　金 | 78,742 | **資　本　金** | **100,000** |
| 子会社貸倒引当金 | △6,563,567 | **資　本　剰　余　金** | **12,337,344** |
| | | 資　本　準　備　金 | 12,337,344 |
| | | **利　益　剰　余　金** | **△9,411,883** |
| | | その他利益剰余金 | △9,411,883 |
| | | 繰越利益剰余金 | △9,411,883 |
| | | **新　株　予　約　権** | **2,483** |
| | | **純　資　産　合　計** | **3,027,944** |
| **資　産　合　計** | **7,722,387** | **負　債　純　資　産　合　計** | **7,722,387** |

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（2024年６月1日から
2025年５月31日まで）

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　　額 | |
|---|---|---|
| **売　　上　　高** | | **453,661** |
| **売　上　総　利　益** | | **453,661** |
| **販売費及び一般管理費** | | **585,794** |
| **営　業　損　失　（　△　）** | | **△132,133** |
| **営　業　外　収　益** | | |
| 受　取　利　息 | 62,309 | |
| その他営業外収益 | 3,299 | 65,608 |
| **営　業　外　費　用** | | |
| 支　払　利　息 | 84,824 | |
| 資　金　調　達　費　用 | 60,000 | 144,824 |
| **経　常　損　失　（　△　）** | | **△211,350** |
| **特　別　損　失** | | |
| 子会社貸倒引当金繰入額 | 1,737,977 | 1,737,977 |
| **税引前当期純損失（△）** | | **△1,949,328** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,475 | 1,475 |
| **当　期　純　損　失　（　△　）** | | **△1,950,803** |

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（2024年６月1日から
2025年５月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | |
| | | | | 繰越利益剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 100,000 | 12,337,344 | 12,337,344 | △7,461,079 | △7,461,079 | 4,976,264 | 363 | 4,976,627 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 当期純損失（△） | | | － | △1,950,803 | △1,950,803 | △1,950,803 | | △1,950,803 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 | | | － | | － | － | 2,120 | 2,120 |
| 当期変動額合計 | － | － | － | △1,950,803 | △1,950,803 | △1,950,803 | 2,120 | △1,948,683 |
| 当期末残高 | 100,000 | 12,337,344 | 12,337,344 | △9,411,883 | △9,411,883 | 3,025,461 | 2,483 | 3,027,944 |

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

## １．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 引当金の計上基準

子会社貸倒引当金　　子会社に対する債権の貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

当社における主な収益は経営管理料であり、子会社との契約に基づき経営管理業務を履行する義務を負っております。当該経営管理料にかかる履行義務については、契約期間に応じて収益を認識しております。

## ２．会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日。）第65-２項(２)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## ３．会計上の見積りに関する注記

(1) 子会社に対する貸付金の評価

当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 子会社長期貸付金 | 10,500,000 |
| 子会社貸倒引当金 | 6,563,567 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

子会社に対する貸付金等の評価に当たっては、子会社の財政状態及び経営成績を考慮し、期末日時点の対象会社の支払能力及び債務超過の額を総合的に勘案したうえで、当該回収不能見込額を子会社貸倒引当金として計上しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当該回収不能見込額の見積りに当たっては、子会社の純資産額を基礎として将来の業績及び財政状態に関する事業計画を考慮したうえで、支払能力を総合的に判断しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、子会社の財政状態及び経営成績が変動した場合には、翌事業年度の計算書類において、子会社貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## ４．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|---|---|
| 売掛金 | 5,062千円 |

なお、区分掲記したものについては除いております。

(2) 保証債務

子会社の銀行借入に対する保証

| 保証先 | 保証金額 |
|---|---|
| 株式会社アクセルスペース | 66,244千円 |

(3) 当座貸越契約及び限度貸付契約

当社は、取引銀行２行と当座貸越契約及び限度貸付契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び借入未実行残高は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 当座貸越極度額 | 1,000,000千円 |
| 貸付限度額 | 1,000,000 |
| 借入実行残高 | 621,695 |
| 差引額 | 1,378,304 |

(4) 財務制限条項

①当事業年度末の借入金のうち、当社と株式会社みずほ銀行との間で締結した当座貸越契約及び限度貸付契約には、以下のとおり財務制限条項が付されております。

2024年９月26日契約（当事業年度末残高 621,695千円）

a. 2025年５月期決算以降、各年度の決算期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること。

b. 2027年５月期決算以降、各年度の連結損益計算書の経常損益及び当期純損益が、損失とならないようにすること。

c. 2025年９月末日までに30億円以上のエクイティ調達を実施すること。

上記いずれかの条項に抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。なお、当事業年度末日において、財務制限条項に抵触しておりません。

②当事業年度末の借入金のうち、当社と株式会社三井住友銀行との間で締結した金銭消費貸借契約には、以下のとおり財務制限条項が付されております。

2025年３月26日契約（当事業年度末残高4,000,000千円）

a. 2025年５月期決算以降、各四半期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること。

b. 2025年５月期決算以降、各四半期末日における連結貸借対照表の現預金の金額を、20億円以上に維持すること。

c. 2025年５月期決算以降、各事業年度末における投資キャッシュ・フローの金額を一定金額の範囲内にすること。

d. 2026年５月末日までに、株式公開を行うか、又は30億円以上のエクイティ性の資金調達を行うこと。

上記いずれかの条項に抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。なお、当事業年度末日において、財務制限条項に抵触しておりません。

## ５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| ①営業取引による取引高 | 453,661千円 |
| ②営業取引以外による取引高 | 60,609千円 |

## ６．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 43,390,000株 |

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 2,692,000株 |

## ７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 税務上の繰越欠損金 | 73,225千円 |
| 子会社貸倒引当金 | 2,257,867千円 |
| 子会社株式 | 923,325千円 |
| 繰延税金資産小計 | 3,254,418千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △73,225千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △3,181,192千円 |
| 評価性引当額小計 | △3,254,418千円 |
| 繰延税金資産合計 | －千円 |

## ８．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 種　類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引内容 | 取引金額（千円） | 科　目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 主要株主 | 株式会社三井住友銀行 | 被所有 間接 11.5% | 資金の借入等 | 資金の借入 | 4,000,000 | 1年内返済予定の長期借入金 | 222,000 |
| | | | | 利息の支払 | 79,329 | 長期借入金 | 3,778,000 |

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注）資金の借入については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

| 種　類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引内容 | 取引金額（千円） | 科　目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 株式会社アクセルスペース | 所有 直接 100.0% | 経営管理 役員の兼任 | 資金の貸付（注１） | 4,900,000 | 子会社長期貸付金 | 10,500,000 |
| | | | | 利息の受取（注１） | 60,609 | － | － |
| | | | | 経営管理料の受取（注２） | 453,661 | 売掛金 | 5,062 |

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注）１．資金の貸付については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
２．価格その他の取引条件は、市場価格等を勘案し、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。
３．株式会社アクセルスペースへの貸倒懸念債権に対し、6,563,567千円の子会社貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において1,737,977千円の子会社貸倒引当金繰入額を計上しております。

## ９．収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記　(３)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 10. １株当たり情報に関する注記

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 69円73銭 |
| １株当たり当期純損失（△） | △44円96銭 |

（注）当社は、2024年10月17日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失（△）を算定しております。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

（１）公募による新株式の発行

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2025年８月13日に同取引所グロース市場に株式を上場する予定であります。この株式上場にあたり、2025年７月10日及び2025年７月25日開催の取締役会において、下記のとおり募集株式の発行について決議し、2025年８月12日に払込を完了する予定となっております。

| | |
|---|---|
| （１）募集方法 | 一般募集（ブックビルディング方式による募集） |
| （２）募集株式の種類及び数 | 普通株式　20,660,900株 |
| （３）発行価格 | 未定（注） |
| （４）引受価額 | 未定（注） |
| （５）払込金額 | １株につき293.25円 |
| （６）増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2025年８月４日に決定される予定の引受価額（引受人が当社に払込む金額）に基づき、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| （７）発行価格の総額 | 未定（注） |
| （８）引受価額の総額 | 未定（注） |
| （９）資本組入額の総額 | 未定（注） |
| (10) 申込期間 | 2025年８月５日から2025年８月８日まで |
| (11) 払込期日 | 2025年８月12日 |
| (12) 受渡期日 | 2025年８月13日 |
| (13) 資金の使途 | 当社連結子会社において今後打上げを計画している人工衛星の設備資金及び当社連結子会社の人員強化・マーケティングなどの費用並びに当社の人員強化を目的とした採用費等に充当する予定であります。 |

(注) 発行価格、引受価額及び資本組入額は2025年７月28日時点において未定であります。

（２）第三者割当による新株式の発行

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2025年８月13日に同取引所グロース市場に株式を上場する予定であります。この株式上場にあたり、2025年７月10日及び2025年７月25日開催の取締役会において、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる株式売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を下記のとおり決議しております。

| | |
|---|---|
| （１）募集株式の種類及び数 | 普通株式　2,339,100株 |
| （２）割当価格 | 未定（注） |
| （３）払込金額 | １株につき293.25円 |

| | |
|---|---|
| （４）増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| （５）割当価格の総額 | 未定（注） |
| （６）資本組入額の総額 | 未定（注） |
| （７）申込期日 | 2025年９月９日 |
| （８）払込期日 | 2025年９月10日 |
| （９）資金の使途 | 「(公募による新株式の発行）(13）資金使途」と同一であります。 |

（注）割当価格及び資本組入額は2025年７月28日時点において未定であります。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年７月28日

株式会社アクセルスペースホールディングス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙　木　　修
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　髙　　由　貴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アクセルスペースホールディングスの2024年６月１日から2025年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクセルスペースホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表９.重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年７月10日及び2025年７月25日開催の取締役会において、公募による新株式の発行及び第三者割当による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年７月28日

株式会社アクセルスペースホールディングス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙　木　　修
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　髙　　由　貴

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アクセルスペースホールディングスの2024年６月１日から2025年５月31日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　個別注記表11.重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年７月10日及び2025年７月25日開催の取締役会において、公募による新株式の発行及び第三者割当による新株式の発行を決議している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担及び監査役監査規程に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、兼任監査役の下村健一が同様の方法で当社監査に包含して調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、構築及び運用の状況について調査し、必要に応じて関係者に説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１） 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３） 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

各監査役は以下に電子署名する。

2025年８月１日

株式会社アクセルスペースホールディングス

監査役会

常勤監査役 下村 健一 ㊞

社外監査役 原田 誠司 ㊞

社外監査役 小幡 映未子 ㊞

社外監査役 佐藤 裕 ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

**第１号議案**　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 中村　友哉（なかむら　ゆうや）<br>（1979年12月31日） | 2007年４月　東京大学大学院工学系研究科　特任研究員<br>2008年８月　株式会社アクセルスペース設立　代表取締役（現任）<br>2020年３月　当社代表取締役社長（現任） | 2,900,000株 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>中村友哉氏は、2008年に株式会社アクセルスペースを設立、代表取締役に就任して以来「Space within Your Reach～宇宙を普通の場所に～」をビジョンに掲げ、従来人々にとって遠い存在であった宇宙が、日常的にかつ当たり前のように利活用されている社会の実現を目指し、これまでに11機の小型衛星を製造してきた実績等、これらの経験を活かして当社を牽引することで、当社の企業価値向上に更に寄与できると判断しました。よって、引き続き取締役候補者としました。 | | |
| 2 | 折原　大吾（おりはら　だいご）<br>（1972年８月１日） | 1996年４月　株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入社<br>1997年５月　日本ルーセント・テクノロジー株式会社入社<br>2004年７月　UBS証券会社（現UBS証券株式会社）入社<br>2008年７月　株式会社経営共創基盤入社<br>2019年５月　株式会社イノフィス入社<br>2020年７月　株式会社イノフィス代表取締役社長<br>2023年４月　当社入社<br>2023年６月　当社執行役員経営管理本部長<br>2023年６月　株式会社アクセルスペース執行役員経営管理本部長<br>2023年８月　当社取締役経営管理本部長（現任）<br>2023年８月　株式会社アクセルスペース取締役経営管理本部長（現任） | －　株 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>折原大吾氏は、UBS証券においてM&Aや資金調達等のFA業務に従事した後、経営共創基盤において事業戦略立案やハンズオン経営支援、海外プロジェクトや国内外投資業務に携わり、その後、スタートアップ企業においてCFO及びCEOの経験を経て、2023年４月に当社入社。同年８月に当社取締役経営管理本部長に就任し、予算及び中期事業計画策定や経営管理、財務戦略や資本政策を主導してきました。引き続き、当社の持続的成長とガバナンス強化に大きく貢献するものと考え、取締役候補者としました。 | | |

<table>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>濵田　牧子<br>（1973年９月６日）</td><td>1996年４月　株式会社ベネッセコーポレーション入社<br>2008年10月　株式会社サイバーエージェント入社（株式会社マイクロアド出向）<br>2016年５月　株式会社ビジネス・ブレークスルー（現株式会社Aoba-BBT）入社<br>2017年８月　株式会社UNCOVER TRUTH入社<br>2020年２月　カフェ・カンパニー株式会社人事総務部長<br>2022年９月　当社入社<br>2022年12月　当社人事グループ長<br>2023年６月　当社執行役員コミュニケーション推進本部長<br>2023年８月　当社取締役コミュニケーション推進本部長（現任）</td><td>－　株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】<br>濵田牧子氏は、ベネッセコーポレーションを経てサイバーエージェントにて人事業務に従事し、同社関連会社のマイクロアドにてHRの基盤を創り管理部門の側面から事業拡大に貢献。その後、ビジネス・ブレークスルー（現：Aoba-BBT）の人事部門長として人事制度の刷新を主導した後にスタートアップ企業等の人事責任者を歴任。2022年9月に当社入社。2023年８月に当社取締役コミュニケーション推進本部長に就任し、人事戦略や人材育成、広報業務を主導してきました。引き続き、当社の事業拡大と人材の確保及び育成に大きく貢献するものと考え、取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">鎌田　富久<br>（1961年５月１日）</td><td>1985年11月　有限会社アクセス（現株式会社ACCESS）取締役<br>2009年２月　株式会社ACCESS代表取締役社長兼共同最高経営責任者（Co-CEO）<br>2009年10月　株式会社ACCESS代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）<br>2012年３月　Mynd株式会社代表取締役<br>2012年３月　有限会社TomyK（TomyK Ltd.）代表取締役（現任）<br>2012年５月　株式会社Pluto（現株式会社Crossdoor）社外取締役<br>2012年７月　H2L株式会社社外取締役<br>2012年10月　株式会社SCHAFT社外取締役<br>2013年10月　Genomedia株式会社社外取締役<br>2014年１月　AgIC株式会社（現エレファンテック株式会社）社外取締役（現任）<br>2014年１月　StartupBooster Inc. Representative Director & President<br>2014年５月　株式会社アクセルスペース社外取締役<br>2014年６月　株式会社Moff社外取締役<br>2016年５月　ユカイ工学株式会社社外取締役<br>2017年５月　エルピクセル株式会社社外取締役<br>2019年１月　株式会社モルフォ社外取締役<br>2019年８月　株式会社MinD in a Device社外取締役<br>2020年３月　当社社外取締役（現任）<br>2020年３月　エルピクセル株式会社代表取締役<br>2021年８月　エルピクセル株式会社代表取締役兼CEO<br>2023年５月　エルピクセル株式会社代表取締役社長兼CEO（現任）</td><td rowspan="2">280,000株</td></tr>
<tr><td>（重要な兼職の状況）<br>有限会社TomyK（TomyK Ltd.）代表取締役<br>エルピクセル株式会社代表取締役社長兼CEO</td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 【社外取締役候補者とした理由】<br>鎌田富久氏は、ネットワークソフトウェア会社の株式会社ACCESSの創業者であり、同社の退任後はスタートアップ支援をする有限会社TomyKを設立し、ロボット、AI、IoT、宇宙、ゲノム、医療など様々な分野のスタートアップを支援しており、先端技術分野での経営に関する豊富な知見を有していることから、当社のガバナンス体制の強化及びその知見を活かした社外取締役としての監督・提言を頂いており、引き続き、当社のガバナンス強化に大きく貢献頂けるものと考え、取締役候補者としました。 | | |
| 5 | 向井（むかい）　千秋（ちあき）<br>（1952年５月６日） | 1977年４月　慶應義塾大学医学部外科学教室医局員<br>1985年８月　宇宙開発事業団（現国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構　搭乗科学技術者（宇宙飛行士））<br>1987年６月　アメリカ航空宇宙局　ジョンソン宇宙センター　宇宙生物医学研究室心臓血管生理学研究員<br>2014年10月　日本学術会議副会長<br>2015年４月　東京理科大学副学長<br>2015年６月　富士通株式会社社外取締役<br>2016年４月　東京理科大学特任副学長（現任）<br>2017年１月　国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）科学技術小委員会議長<br>2018年４月　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構特別参与（非常勤）<br>2019年３月　花王株式会社社外取締役<br>2022年11月　慶應義塾大学理事（現任）<br>2023年８月　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構特別参与（非常勤）（現任）<br>2024年２月　TOPPANホールディングス株式会社顧問<br>2024年４月　花王株式会社エグゼクティブフェロー（現任）<br>2024年８月　当社社外取締役（現任）<br>2024年６月　TOPPANホールディングス株式会社社外取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>東京理科大学特任副学長<br>国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構特別参与（非常勤） | －　株 |
| | 【社外取締役候補者とした理由】<br>向井千秋氏は、JAXA在籍時の宇宙飛行士の経験をはじめとし、アメリカ航空宇宙局での研究活動及び国連宇宙空間平和利用委員会科学技術小委員会議長など国内外での宇宙事業発展に長らく貢献をしており、その他大手上場企業の社外取締役を務めるなど宇宙業界及び会社経営に関する豊富な知見を有していることから、当社のガバナンス体制の強化及びその知見を活かした社外取締役としての監督・提言を頂いており、引き続き、当社のガバナンス強化に大きく貢献頂けるものと考え、取締役候補者としました。 | | |

<table>
<tr><td rowspan="3">6</td><td rowspan="2">杉山（すぎやま）　全功（まさのり）<br>（1965年４月16日）</td><td>1989年９月　株式会社ダイヤル・キュー・ネットワーク取締役<br>1991年６月　株式会社徳間インテリジェンスネットワーク取締役<br>1997年４月　有限会社クリプトメリア取締役（現任）<br>2000年６月　株式会社インデックス入社<br>2004年３月　株式会社ザッパラス代表取締役社長<br>2007年７月　株式会社ザッパラス代表取締役会長兼社長<br>2009年８月　日活株式会社取締役（現任）<br>2011年６月　株式会社enish代表取締役社長<br>2014年３月　株式会社enish取締役<br>2014年６月　地盤ネットホールディングス株式会社取締役<br>2014年10月　株式会社サミーネットワークス取締役就任<br>2014年12月　株式会社アイレップ（現株式会社Hakuhodo DYONE）取締役<br>2017年８月　akippa株式会社取締役（現任）<br>2018年８月　株式会社自律制御システム研究所（現株式会社ACSL）取締役<br>2019年８月　株式会社ROXX取締役（現任）<br>2020年８月　株式会社KaizenPlatform取締役（現任）<br>2022年２月　株式会社アットマーク取締役（現任）<br>2022年５月　MSY株式会社取締役（現任）<br>2023年５月　レトロワグラース株式会社取締役<br>2024年８月　当社社外取締役（現任）</td><td rowspan="2">－　株</td></tr>
<tr><td>（重要な兼職の状況）<br>akippa株式会社取締役<br>株式会社KaizenPlatform取締役</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】<br>杉山全功氏は、株式会社ザッパラスをはじめとし、複数社のスタートアップ企業の取締役を務め上場企業として大きく成長をさせた実績を有しており、会社経営に関する豊富な知見を有していることから、当社のガバナンス体制の強化及びその知見を活かした社外取締役としての監督・提言を頂いており、引き続き、当社のガバナンス強化に大きく貢献頂けるものと考え、取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．鎌田富久氏、向井千秋氏及び杉山全功氏は、社外取締役候補者であります。
３．鎌田富久氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。
４．向井千秋氏及び杉山全功氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
５．当社は、鎌田富久氏、向井千秋氏及び杉山全功氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

メ　　モ

# 株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都千代田区内神田三丁目24番５号
エッサム神田ホール２号館

| | | | |
|---|---|---|---|
| 交通 | ＪＲ神田駅 | 東口より | 徒歩約２分 |
| | 東京メトロ銀座線　神田駅 | ４番出口より | 徒歩約２分 |
| | 東京メトロ丸の内線　淡路町駅 | Ａ１出口より | 徒歩約５分 |
| | 都営新宿線　小川町駅 | Ａ１出口より | 徒歩約５分 |
| | ＪＲ新日本橋駅 | ４番出口より | 徒歩約８分 |
| | ＪＲ秋葉原駅 | 電気街口 | 徒歩約12分 |